

放棄した私債権の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）第十四条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第二項の規定により報告する。

令和二年六月二十二日

江戸川区長 齊藤 猛

私債権放棄調書(総括表)

No.1

| 債権の名称(担当部課) | 債権の額 | 債権の件数 |
|------------------------------------|--------------|-------|
| 江戸川区営住宅使用料及び共益費 (都市開発部住宅課) | 339,600 円 | 1 件 |
| 江戸川区公害等対策資金貸付金 (環境部環境推進課) | 5,285,000 円 | 2 件 |
| 江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課) | 63,664,985 円 | 323 件 |
| 江戸川区自立資金貸付金 (生活振興部地域振興課) | 5,591,960 円 | 6 件 |
| 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課) | 144,157 円 | 1 件 |
| 江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金 (子ども家庭部児童家庭課) | 150,000 円 | 1 件 |
| 江戸川区国民健康保険高額療養費資金貸付金 (健康部医療保険課) | 400,000 円 | 1 件 |
| 江戸川区街づくり推進に伴う移転資金貸付金 (土木部計画調整課) | 4,393,108 円 | 1 件 |
| 合 計 | 79,968,810 円 | 336 件 |

私債権放棄調書

債権の名称 江戸川区営住宅使用料及び共益費
 担当部課 都市開発部住宅課

No.2

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|----|-----------|-----------|-----------|------------------------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 1 | 339,600 円 | 令和2年3月19日 | 平成17年7月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成28年12月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 小計 | 339,600 円 | | | | |

債権の名称 江戸川区公害等対策資金貸付金
担当部課 環境部環境推進課

No.3

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|----|-------------|-----------|-------------|-------------------------------|-------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 1 | 785,000 円 | 令和2年3月19日 | 昭和50年8月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成31年2月25日 | 連帯保証人 江戸川区民 |
| 2 | 4,500,000 円 | 令和2年3月19日 | 昭和57年10月27日 | 生活困窮(条例第14条第1項第1号) 令和元年12月13日 | 連帯保証人 江戸川区民 |
| 小計 | 5,285,000 円 | | | | |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

No.4

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | | |
|----|-----------|-----------|-------------|------------------|------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | | 備考 |
| 1 | 53,000 円 | 令和2年3月26日 | 昭和50年6月27日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 2 | 9,500 円 | 令和2年3月26日 | 昭和50年7月7日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月18日 | 債務者 江戸川区民 |
| 3 | 53,100 円 | 令和2年3月26日 | 昭和51年3月12日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 4 | 91,200 円 | 令和2年3月26日 | 昭和52年3月11日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月20日 | 債務者 江戸川区民 |
| 5 | 106,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和53年3月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 6 | 9,700 円 | 令和2年3月26日 | 昭和53年12月6日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 7 | 65,400 円 | 令和2年3月26日 | 昭和54年11月20日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 8 | 95,600 円 | 令和2年3月26日 | 昭和54年12月14日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年10月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 9 | 106,200 円 | 令和2年3月26日 | 昭和55年5月13日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 10 | 159,200 円 | 令和2年3月26日 | 昭和56年1月21日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月21日 | 債務者 江戸川区民 |
| 11 | 106,200 円 | 令和2年3月26日 | 昭和56年5月13日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月29日 | 債務者 江戸川区民 |
| 12 | 106,100 円 | 令和2年3月26日 | 昭和56年9月21日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月1日 | 債務者 江戸川区民 |
| 13 | 100,900 円 | 令和2年3月26日 | 昭和57年2月16日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 14 | 106,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和57年4月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 15 | 90,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和57年4月16日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月18日 | 債務者 江戸川区民 |
| 16 | 106,100 円 | 令和2年3月26日 | 昭和57年4月21日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月24日 | 債務者 江戸川区民 |
| 17 | 66,100 円 | 令和2年3月26日 | 昭和57年4月23日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 18 | 106,200 円 | 令和2年3月26日 | 昭和57年5月19日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月7日 | 債務者 江戸川区民 |
| 19 | 85,000 円 | 令和2年3月26日 | 昭和57年7月31日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 20 | 91,000 円 | 令和2年3月26日 | 昭和57年9月30日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月20日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | | |
|----|-----------|-----------|------------|--------------------|------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | | 備考 |
| 21 | 106,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和57年11月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 22 | 106,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和58年4月7日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 23 | 96,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和58年4月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月28日 | 債務者 江戸川区民 |
| 24 | 106,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和58年4月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 25 | 106,200 円 | 令和2年3月26日 | 昭和58年5月16日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 26 | 106,200 円 | 令和2年3月26日 | 昭和58年6月15日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 27 | 81,100 円 | 令和2年3月26日 | 昭和58年7月26日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) | 平成30年10月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 28 | 90,500 円 | 令和2年3月26日 | 昭和58年8月6日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 29 | 66,600 円 | 令和2年3月26日 | 昭和58年8月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月22日 | 債務者 江戸川区民 |
| 30 | 81,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和58年9月5日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 31 | 69,600 円 | 令和2年3月26日 | 昭和58年12月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 32 | 106,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和59年3月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 33 | 136,000 円 | 令和2年3月26日 | 昭和59年3月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月29日 | 債務者 江戸川区民 |
| 34 | 65,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和59年5月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 35 | 3,900 円 | 令和2年3月26日 | 昭和59年7月26日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月23日 | 債務者 江戸川区民 |
| 36 | 103,200 円 | 令和2年3月26日 | 昭和59年9月10日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月29日 | 債務者 江戸川区民 |
| 37 | 101,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和59年10月6日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月10日 | 債務者 江戸川区民 |
| 38 | 159,400 円 | 令和2年3月26日 | 昭和60年4月9日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月21日 | 債務者 江戸川区民 |
| 39 | 151,600 円 | 令和2年3月26日 | 昭和60年5月17日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 40 | 130,200 円 | 令和2年3月26日 | 昭和61年2月20日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月28日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

No.6

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|----|-----------|-----------|-------------|---|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 41 | 80,100 円 | 令和2年3月26日 | 昭和61年2月22日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和2年1月7日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成9年9月25日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 42 | 147,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和61年4月24日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 43 | 33,000 円 | 令和2年3月26日 | 昭和61年6月11日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年9月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 44 | 74,100 円 | 令和2年3月26日 | 昭和61年7月19日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年9月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 45 | 40,000 円 | 令和2年3月26日 | 昭和61年9月12日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 令和元年7月10日 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年10月10日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 46 | 106,100 円 | 令和2年3月26日 | 昭和61年11月12日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 令和元年5月31日 | 債務者 江戸川区民 |
| 47 | 33,200 円 | 令和2年3月26日 | 昭和62年6月10日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 48 | 129,600 円 | 令和2年3月26日 | 昭和62年6月18日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月20日 | 債務者 江戸川区民 |
| 49 | 147,300 円 | 令和2年3月26日 | 昭和62年6月27日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年10月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 50 | 155,000 円 | 令和2年3月26日 | 昭和62年8月31日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 51 | 206,800 円 | 令和2年3月26日 | 昭和62年11月14日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 52 | 155,000 円 | 令和2年3月26日 | 昭和63年1月22日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年11月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 53 | 155,100 円 | 令和2年3月26日 | 昭和63年2月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年9月18日 | 債務者 江戸川区民 |
| 54 | 166,700 円 | 令和2年3月26日 | 昭和63年2月22日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 55 | 55,200 円 | 令和2年3月26日 | 昭和63年4月6日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月2日 | 債務者 江戸川区民 |
| 56 | 145,400 円 | 令和2年3月26日 | 昭和63年9月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 57 | 110,500 円 | 令和2年3月26日 | 昭和63年10月18日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月10日 | 債務者 江戸川区民 |
| 58 | 153,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成元年1月19日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 59 | 154,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成元年1月30日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和2年1月10日 | 債務者 江戸川区民 |
| 60 | 144,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成元年2月10日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年10月11日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | | |
|----|-----------|-----------|------------|--|---------------------------|-------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | | 備考 |
| 61 | 186,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成元年4月12日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月26日 | 債務者 江戸川区民 |
| 62 | 249,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成元年4月24日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月26日 | 債務者 江戸川区民 |
| 63 | 206,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成元年5月17日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 64 | 206,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成元年9月20日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月22日 | 債務者 江戸川区民 |
| 65 | 206,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成2年3月13日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 66 | 206,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成2年4月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月26日 | 債務者 江戸川区民 |
| 67 | 206,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成2年4月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 68 | 206,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成2年7月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年10月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 69 | 50,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成2年7月31日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月4日 | 債務者 江戸川区民 |
| 70 | 206,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成2年8月22日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 71 | 206,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成2年12月5日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年10月3日 | 債務者 江戸川区民 |
| 72 | 186,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成2年12月14日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月26日 | 債務者 江戸川区民 |
| 73 | 206,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成2年12月17日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 74 | 206,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成3年2月12日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成23年10月28日 令和元年10月15日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 横浜市民 |
| 75 | 186,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成3年2月15日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月26日 | 債務者 江戸川区民 |
| 76 | 186,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成3年5月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月10日 | 債務者 江戸川区民 |
| 77 | 145,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成3年9月19日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月7日 | 債務者 江戸川区民 |
| 78 | 95,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成3年10月30日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 79 | 25,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成3年10月31日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月26日 | 債務者 江戸川区民 |
| 80 | 76,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成3年11月20日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) | 平成30年10月3日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

No.8

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | | |
|-----|-----------|-----------|-----------|--|---------------------------|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | | 備考 |
| 81 | 206,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成4年1月23日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月28日 | 債務者 江戸川区民 |
| 82 | 185,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成4年2月10日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 83 | 232,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成4年8月12日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成15年12月18日 令和元年12月23日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 84 | 155,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成4年11月5日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 85 | 86,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成4年11月6日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) | 平成31年2月28日 | 債務者 江戸川区民 |
| 86 | 185,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成4年11月9日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 87 | 144,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年1月7日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 88 | 206,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年2月10日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月11日 | 債務者 江戸川区民 |
| 89 | 205,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年2月16日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月20日 | 債務者 江戸川区民 |
| 90 | 135,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年3月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月3日 | 債務者 江戸川区民 |
| 91 | 175,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年3月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 92 | 185,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年4月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 93 | 205,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年4月26日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 94 | 118,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年5月6日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 95 | 73,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年8月13日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 破産免責(条例第14条第1項第2号) | 令和元年10月31日 平成14年8月30日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 96 | 4,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年8月16日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 97 | 40,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年9月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 98 | 155,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年10月5日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 99 | 53,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年10月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月11日 | 債務者 江戸川区民 |
| 100 | 205,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年12月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月12日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | | |
|-----|-----------|-----------|------------|--|-------------------------|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | | 備考 |
| 101 | 277,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成5年12月15日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 102 | 292,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年1月11日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 103 | 195,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年1月13日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年10月30日 | 債務者 江戸川区民 |
| 104 | 78,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年3月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月21日 | 債務者 江戸川区民 |
| 105 | 188,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年3月7日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 106 | 99,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年3月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 107 | 277,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年3月14日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 108 | 213,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年3月28日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年10月1日 | 債務者 江戸川区民 |
| 109 | 84,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年4月15日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 110 | 205,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年4月26日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 111 | 49,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年6月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月10日 | 債務者 江戸川区民 |
| 112 | 73,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年6月9日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 破産免責(条例第14条第1項第2号) | 令和元年11月6日 平成14年8月30日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 113 | 309,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年6月10日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 114 | 205,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年7月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 115 | 123,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年7月21日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 116 | 205,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年9月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 117 | 184,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年11月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 118 | 410,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年11月15日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 119 | 133,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年11月29日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成11年3月26日 令和元年12月7日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 120 | 319,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年11月29日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月12日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

No.10

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | | |
|-----|-----------|-----------|------------|--|---------------------------|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | | 備考 |
| 121 | 205,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年12月5日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月7日 | 債務者 江戸川区民 |
| 122 | 154,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年12月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 123 | 102,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成6年12月13日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 124 | 164,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年1月30日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月2日 | 債務者 江戸川区民 |
| 125 | 120,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年3月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 126 | 146,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年3月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月21日 | 債務者 江戸川区民 |
| 127 | 194,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年4月24日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 128 | 205,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年4月24日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 129 | 205,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年5月10日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 130 | 700 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年5月16日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月7日 | 債務者 江戸川区民 |
| 131 | 182,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年5月16日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年10月4日 | 債務者 江戸川区民 |
| 132 | 174,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年7月17日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 133 | 205,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年8月22日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月22日 | 債務者 江戸川区民 |
| 134 | 410,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年8月29日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月18日 | 債務者 江戸川区民 |
| 135 | 139,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年9月7日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月21日 | 債務者 江戸川区民 |
| 136 | 113,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年9月29日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成9年9月5日 令和元年11月15日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 137 | 117,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年12月11日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 徴収停止(条例第14条第1項第5号) | 平成28年6月15日 平成30年11月19日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 138 | 164,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年12月13日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 139 | 194,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年12月14日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年10月18日 | 債務者 江戸川区民 |
| 140 | 32,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成7年12月22日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月28日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | | |
|-----|-----------|-----------|------------|--|-------------------------|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | | 備考 |
| 141 | 205,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年1月12日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 142 | 136,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年2月6日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 143 | 184,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年3月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 144 | 123,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年5月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月20日 | 債務者 江戸川区民 |
| 145 | 123,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年5月29日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 146 | 107,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年5月31日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成13年6月26日 令和元年10月8日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 147 | 82,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年6月6日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 148 | 143,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年7月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月28日 | 債務者 江戸川区民 |
| 149 | 311,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年7月26日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 150 | 194,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年8月23日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年10月11日 | 債務者 江戸川区民 |
| 151 | 205,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年10月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 152 | 205,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年10月22日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 153 | 95,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年11月22日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 154 | 174,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成8年12月26日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月26日 | 債務者 江戸川区民 |
| 155 | 400,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年1月13日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 156 | 159,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年1月27日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月31日 | 債務者 江戸川区民 |
| 157 | 77,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年1月31日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月24日 | 債務者 江戸川区民 |
| 158 | 126,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年2月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月28日 | 債務者 江戸川区民 |
| 159 | 82,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年2月7日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月20日 | 債務者 江戸川区民 |
| 160 | 205,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年2月24日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年10月28日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

No.12

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | | |
|-----|-----------|-----------|------------|--|--------------------------|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | | 備考 |
| 161 | 224,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年2月26日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 162 | 410,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年3月13日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 163 | 410,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年4月17日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成31年1月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 164 | 410,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年4月22日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年12月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 165 | 22,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年4月25日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 166 | 146,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年6月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月20日 | 債務者 江戸川区民 |
| 167 | 410,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年7月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 168 | 202,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年7月18日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) | 平成29年9月4日 | 債務者 江戸川区民 |
| 169 | 69,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年7月23日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成14年2月8日 令和元年12月25日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 170 | 44,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年8月14日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 171 | 257,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年8月18日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年8月30日 | 債務者 江戸川区民 |
| 172 | 328,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年9月5日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年10月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 173 | 389,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年10月9日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年9月3日 | 債務者 江戸川区民 |
| 174 | 264,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年10月17日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) | 令和元年9月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 175 | 184,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成9年12月8日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成10年11月16日 令和元年10月7日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 176 | 129,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年1月21日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) | 平成30年12月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 177 | 195,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年1月29日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成31年1月29日 | 債務者 江戸川区民 |
| 178 | 389,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年2月20日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 179 | 270,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年2月23日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和元年11月20日 | 債務者 江戸川区民 |
| 180 | 379,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年3月12日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 令和2年1月31日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|-----|-----------|-----------|-------------|--|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 181 | 264,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年3月17日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年8月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 182 | 114,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年3月30日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成31年1月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 183 | 185,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年3月31日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年10月9日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年12月18日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 184 | 205,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年4月13日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月30日 | 債務者 江戸川区民 |
| 185 | 410,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年5月7日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年9月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 186 | 410,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年5月11日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月1日 | 債務者 江戸川区民 |
| 187 | 205,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年5月19日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年9月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 188 | 184,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年5月25日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成11年6月8日 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年10月31日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 八千代市民 |
| 189 | 119,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年5月27日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和2年2月4日 | 債務者 江戸川区民 |
| 190 | 133,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年6月5日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月28日 | 債務者 江戸川区民 |
| 191 | 277,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年6月8日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成22年4月13日 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月2日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 192 | 205,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年6月16日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年9月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 193 | 93,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年6月22日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 194 | 205,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年7月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年11月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 195 | 382,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年9月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月26日 | 債務者 江戸川区民 |
| 196 | 410,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年10月14日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年10月31日 | 債務者 江戸川区民 |
| 197 | 184,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年12月18日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年9月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 198 | 165,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成10年12月28日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 199 | 360,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年1月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月1日 | 債務者 江戸川区民 |
| 200 | 140,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年1月14日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成30年10月19日 時効(条例第14条第1項第3号) 令和2年2月1日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|-----|-----------|-----------|------------|---|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 201 | 38,302 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年1月21日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年10月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 202 | 260,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年2月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年11月29日 | 債務者 江戸川区民 |
| 203 | 164,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年2月10日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成31年1月31日 | 債務者 江戸川区民 |
| 204 | 410,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年2月15日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月25日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成16年3月11日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 205 | 7,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年2月25日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 令和元年6月25日 生活困窮(条例第14条第1項第1号) 令和2年3月13日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 206 | 410,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年3月5日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年10月2日 | 債務者 江戸川区民 |
| 207 | 119,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年3月12日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 令和2年2月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 208 | 310,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年3月18日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年10月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 209 | 389,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年3月26日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月1日 | 債務者 江戸川区民 |
| 210 | 239,496 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年4月5日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年11月25日 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年8月19日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 足立区民 |
| 211 | 320,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年5月17日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成28年11月7日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成27年1月21日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 葛飾区民 |
| 212 | 419,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年5月17日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年9月30日 | 債務者 江戸川区民 |
| 213 | 258,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年7月8日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成23年4月5日 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年8月9日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 214 | 277,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年7月21日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年3月8日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成19年4月4日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 215 | 243,934 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年7月22日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成29年11月20日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年9月16日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 浦安市民 |
| 216 | 317,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年8月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 217 | 515,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年8月23日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成28年1月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 218 | 349,682 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年8月24日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年11月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 219 | 189,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年9月6日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年12月21日 | 債務者 江戸川区民 |
| 220 | 347,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年9月7日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月2日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成16年7月10日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 寒川町民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

No.15

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|-----|-----------|-----------|-------------|--|-------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 221 | 257,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年9月16日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年11月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 222 | 465,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年9月29日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成29年10月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 223 | 486,080 円 | 令和2年3月26日 | 平成11年12月21日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成27年9月28日 | 債務者 江戸川区民 |
| 224 | 184,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年1月28日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成25年8月1日 | 債務者 江戸川区民 |
| 225 | 170,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年2月24日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年11月28日 | 債務者 江戸川区民 |
| 226 | 243,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年4月5日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年6月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 227 | 273,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年4月10日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年10月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 228 | 442,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年4月14日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年2月20日 | 債務者 江戸川区民 |
| 229 | 325,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年5月16日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和2年2月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 230 | 88,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年5月22日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年8月3日 | 債務者 江戸川区民 |
| 231 | 44,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年6月2日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成14年2月14日 生活困窮(条例第14条第1項第1号) 令和2年1月6日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 葛飾区民 |
| 232 | 464,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年6月7日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成29年6月30日 | 債務者 江戸川区民 |
| 233 | 256,860 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年7月31日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成27年4月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 234 | 477,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年8月7日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成28年12月26日 | 債務者 江戸川区民 |
| 235 | 205,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年8月18日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成29年10月18日 | 債務者 江戸川区民 |
| 236 | 5,665 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年9月5日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成31年1月28日 | 債務者 江戸川区民 |
| 237 | 186,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年10月23日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年11月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 238 | 6,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年11月9日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 239 | 505,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年11月20日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和2年2月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 240 | 5,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成12年12月11日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年9月19日 | 債務者 江戸川区民 |

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|-----|-----------|-----------|-------------|---|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 241 | 446,372 円 | 令和2年3月26日 | 平成13年4月13日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年10月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 242 | 257,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成13年7月23日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月18日 | 債務者 江戸川区民 |
| 243 | 227,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成13年8月2日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成15年7月4日 時効(条例第14条第1項第3号) 令和2年2月19日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 244 | 79,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成13年8月3日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成23年5月17日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 令和元年5月31日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 足立区民 |
| 245 | 258,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成13年8月7日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月10日 | 債務者 江戸川区民 |
| 246 | 257,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成13年8月29日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年10月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 247 | 452,244 円 | 令和2年3月26日 | 平成14年1月8日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成27年8月21日 | 債務者 江戸川区民 |
| 248 | 179,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成14年1月9日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年9月7日 | 債務者 江戸川区民 |
| 249 | 149,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成14年4月17日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年7月10日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成28年10月28日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江東区民 |
| 250 | 475,379 円 | 令和2年3月26日 | 平成14年11月12日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成20年6月12日 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年5月14日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 船橋市民 |
| 251 | 176,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成14年12月13日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年12月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 252 | 239,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成14年12月26日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年2月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 253 | 130,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年2月7日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和2年1月23日 | 債務者 江戸川区民 |
| 254 | 515,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年2月12日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年10月4日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成19年7月4日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 足立区民 |
| 255 | 70,981 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年2月20日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年10月1日 | 債務者 江戸川区民 |
| 256 | 5,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年2月21日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 257 | 506,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年3月5日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 平成30年11月12日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成26年6月16日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 258 | 154,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年4月4日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年11月29日 | 債務者 江戸川区民 |
| 259 | 201,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年6月3日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成16年4月13日 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年11月29日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 260 | 4,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年7月11日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成23年10月4日 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和2年1月24日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 八王子市民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|-----|-----------|-----------|------------|--------------------------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 261 | 215,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年7月22日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年5月29日 | 債務者 江戸川区民 |
| 262 | 178,657 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年7月25日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年11月29日 | 債務者 江戸川区民 |
| 263 | 112,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年8月11日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成29年12月22日 | 債務者 江戸川区民 |
| 264 | 137,152 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年8月21日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年11月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 265 | 294,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年8月25日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成26年9月3日 | 債務者 江戸川区民 |
| 266 | 104,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年9月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 267 | 134,200 円 | 令和2年3月26日 | 平成15年11月4日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和2年1月23日 | 債務者 江戸川区民 |
| 268 | 203,966 円 | 令和2年3月26日 | 平成16年2月3日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和2年2月7日 | 債務者 江戸川区民 |
| 269 | 297,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成16年3月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年12月24日 | 債務者 江戸川区民 |
| 270 | 252,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成16年6月28日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成31年2月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 271 | 394,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成16年8月24日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成29年3月24日 | 債務者 江戸川区民 |
| 272 | 125,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年1月26日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和2年3月10日 | 債務者 江戸川区民 |
| 273 | 100,484 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年3月10日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成29年3月7日 | 債務者 江戸川区民 |
| 274 | 245,319 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年3月16日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成28年4月21日 | 債務者 江戸川区民 |
| 275 | 174,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年3月17日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年6月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 276 | 260,693 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年4月12日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年5月7日 | 債務者 江戸川区民 |
| 277 | 309,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年4月20日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成31年1月4日 | 債務者 江戸川区民 |
| 278 | 443,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年4月27日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成26年9月9日 | 債務者 江戸川区民 |
| 279 | 473,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年7月26日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成28年2月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 280 | 162,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年7月28日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年11月26日 | 債務者 江戸川区民 |

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|-----|-----------|-----------|-------------|---|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 281 | 228,994 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年9月21日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年11月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 282 | 213,821 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年10月13日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成27年3月23日 | 債務者 江戸川区民 |
| 283 | 279,390 円 | 令和2年3月26日 | 平成17年12月26日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成23年10月26日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成22年4月14日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 284 | 294,724 円 | 令和2年3月26日 | 平成18年1月24日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成20年2月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 285 | 495,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成18年2月23日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成29年2月21日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成27年6月15日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 286 | 516,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成18年5月10日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月7日 | 債務者 江戸川区民 |
| 287 | 306,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成18年8月28日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成28年6月22日 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年9月24日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 中野区民 |
| 288 | 516,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成18年9月11日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成24年1月23日 | 債務者 江戸川区民 |
| 289 | 152,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成18年9月19日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 平成31年4月22日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成20年4月30日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 290 | 435,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成18年9月21日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成23年7月27日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成22年9月15日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 草加市民 |
| 291 | 110,306 円 | 令和2年3月26日 | 平成18年11月22日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 平成31年3月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 292 | 347,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成18年12月19日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成27年12月21日 | 債務者 江戸川区民 |
| 293 | 238,000 円 | 令和2年3月26日 | 平成19年2月23日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成31年2月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 294 | 368,386 円 | 令和2年3月26日 | 平成19年3月5日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成28年11月22日 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年5月27日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 295 | 205,038 円 | 令和2年3月26日 | 平成19年6月29日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年10月3日 | 債務者 江戸川区民 |
| 296 | 308,486 円 | 令和2年3月26日 | 平成19年7月31日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成24年8月29日 生活困窮(条例第14条第1項第1号) 令和元年5月10日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江東区民 |
| 297 | 17,276 円 | 令和2年3月26日 | 平成19年9月19日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年11月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 298 | 516,100 円 | 令和2年3月26日 | 平成19年10月4日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成27年12月28日 | 債務者 江戸川区民 |
| 299 | 130,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成19年11月22日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年3月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 300 | 295,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成19年12月14日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成31年1月17日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|-----|-----------|-----------|-------------|---|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 301 | 83,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成20年4月4日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成22年5月12日 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年8月21日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 302 | 137,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成20年5月26日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成31年2月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 303 | 85,342 円 | 令和2年3月26日 | 平成20年6月5日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年2月10日 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和2年1月28日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 304 | 230,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成20年8月29日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年11月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 305 | 51,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成21年2月12日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成22年5月12日 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年8月21日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 306 | 257,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成21年5月14日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年10月2日 | 債務者 江戸川区民 |
| 307 | 495,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成21年6月12日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成27年12月2日 | 債務者 江戸川区民 |
| 308 | 357,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成21年9月28日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成28年1月4日 | 債務者 江戸川区民 |
| 309 | 7,600 円 | 令和2年3月26日 | 平成21年10月20日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成27年12月1日 | 債務者 江戸川区民 |
| 310 | 460,500 円 | 令和2年3月26日 | 平成21年10月22日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 平成30年9月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 311 | 330,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成21年12月10日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年9月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 312 | 96,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成21年12月28日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成29年1月4日 | 債務者 江戸川区民 |
| 313 | 177,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成21年12月28日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成27年3月5日 | 債務者 江戸川区民 |
| 314 | 260,400 円 | 令和2年3月26日 | 平成22年5月6日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 平成30年11月8日 | 債務者 江戸川区民 |
| 315 | 17,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成22年6月23日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成31年2月21日 | 債務者 江戸川区民 |
| 316 | 440,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成22年10月26日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成25年10月1日 | 債務者 江戸川区民 |
| 317 | 137,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成22年11月11日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成28年12月21日 | 債務者 江戸川区民 |
| 318 | 276,905 円 | 令和2年3月26日 | 平成24年3月27日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年10月3日 | 債務者 江戸川区民 |
| 319 | 83,451 円 | 令和2年3月26日 | 平成24年6月21日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成31年1月23日 | 債務者 江戸川区民 |
| 320 | 142,700 円 | 令和2年3月26日 | 平成24年7月17日 | 強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和元年11月29日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

No.20

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|-----|--------------|-----------|------------|---|-------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 321 | 150,300 円 | 令和2年3月26日 | 平成26年2月24日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 令和元年9月18日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成30年10月3日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 吹田市民 |
| 322 | 284,900 円 | 令和2年3月26日 | 平成27年10月9日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成28年12月28日 | 債務者 江戸川区民 |
| 323 | 235,800 円 | 令和2年3月26日 | 平成28年3月14日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成29年9月6日 | 債務者 江戸川区民 |
| 小計 | 63,664,985 円 | | | | |

債権の名称 江戸川区自立資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

No.21

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|----|-------------|-----------|------------|---|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 1 | 1,153,154 円 | 令和2年3月26日 | 昭和53年11月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年9月7日 | 債務者 江戸川区民 |
| 2 | 922,871 円 | 令和2年3月26日 | 昭和60年3月14日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年8月14日 | 連帯保証人 江戸川区民 |
| 3 | 1,289,214 円 | 令和2年3月26日 | 昭和61年3月11日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成31年1月15日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成15年6月5日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 4 | 335,779 円 | 令和2年3月26日 | 平成2年11月28日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成30年5月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 5 | 1,134,540 円 | 令和2年3月26日 | 平成4年2月28日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成31年3月31日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成12年10月30日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 6 | 756,402 円 | 令和2年3月26日 | 平成4年6月15日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成11年12月25日 時効(条例第14条第1項第3号) 令和元年6月24日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 八王子市民 |
| 小計 | 5,591,960 円 | | | | |

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金
担当部課 福祉部福祉推進課

No.22

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|----|-----------|-----------|-----------|-------------------------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 1 | 144,157 円 | 令和2年3月30日 | 平成4年6月29日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成14年7月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 小計 | 144,157 円 | | | | |

債権の名称 江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金
担当部課 子ども家庭部児童家庭課

No.23

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|----|-----------|-----------|------------|-------------------------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 1 | 150,000 円 | 令和2年3月10日 | 平成22年3月23日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成31年3月11日 | 債務者 江戸川区民 |
| 小計 | 150,000 円 | | | | |

債権の名称 江戸川区国民健康保険高額療養費資金貸付金
担当部課 健康部医療保険課

No.24

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|----|-----------|-----------|-------------|------------------------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 1 | 400,000 円 | 令和2年3月13日 | 平成24年12月10日 | 生活困窮(条例第14条第1項第1号) 平成28年6月7日 | 債務者 江戸川区民 |
| 小計 | 400,000 円 | | | | |

債権の名称 江戸川区街づくり推進に伴う移転資金貸付金
 担当部課 土木部計画調整課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|----|-------------|-----------|-----------|--|--------------------------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 1 | 4,393,108 円 | 令和2年3月18日 | 平成9年9月29日 | 破産免責(条例第14条第1項第2号) 令和2年2月19日 生活困窮(条例第14条第1項第1号) 令和元年6月28日 | 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民 |
| 小計 | 4,393,108 円 | | | | |